

支援等のための体制整備への取組

1	相談及び情報の提供等(基本法第11条関係)・・・・・・・64
2	調査研究の推進等(基本法第21条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・90
3	民間の団体に対する援助(基本法第22条関係)・・・・・・・92

第4章

支援等のための 体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等(基本法第11条関係)

(1) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進

【施策番号150】

警察庁においては、市区町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局(以下「施策主管課」という。)の確定状況等について定期的に確認しており、平成28年度以降、全ての市区町村で施策主管課が確定している。また、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、市区町村において犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置を要請し、全1,721市区町村(政令指定都市を除き、東京23区を含む。)において、総合的対応窓口が設置された(P174基礎資料5-3参照)。都道府県・政令指定都市については、23年度以降、全地域において、総合的対応窓口が設置されている。

これら地方公共団体における総合的対応窓口のほか、都道府県・政令指定都市が行っている犯罪被害者等への支援施策等について、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/madoguchi/madoguchi.html)に掲載し、国民に対する周知に努めている。

(2) 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進

【施策番号151】

警察庁においては、地方公共団体に対し、 犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共 団体職員を対象とする研修会等、様々な機会 を通じ、総合的対応窓口の機能の充実や政令 指定都市の区役所における体制整備を要請し ている。

また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」に、地方公共団体における犯罪被害者支援担当者に対する研修会の実施状況やその内容等を掲載して発信することにより、各地方公共団体における総合的対応窓口の機能の充実の促進に努めている。

(3) 地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化 【施策番号152】

警察庁においては、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師等の専門職の活用を働き掛けるとともに、総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請している。

令和2年4月現在、14都道府県・政令指定都市、89市区町村において、総合的対応窓口等に専門職を配置している。

(4) 地方公共団体における総合的かつ計画的 な犯罪被害者支援の促進

【施策番号153】

警察庁においては、地方公共団体における 犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画 的な犯罪被害者支援に資するよう、犯罪被害 者等に関する条例の制定及び計画・指針の策 定状況について情報提供を行っている(警察 庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」: https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/



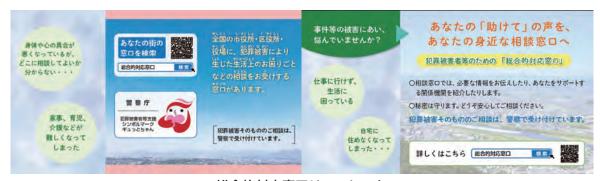
地方公共団体における総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知 の促進

警察庁は、地方公共団体に対して、犯罪被害者等に、犯罪被害により生じた生活上の様々な相談等について情報提供等を行う総合的対応窓口の設置を要請していたところ、平成31年4月に全ての地方公共団体で総合的対応窓口が設置された。



総合的対応窓口ポスター

今後は、各地域の総合的対応窓口において、犯罪被害者等に対し適切に情報提供等を行い、その生活支援を効果的に行っていくことが課題であり、警察庁は、地方公共団体に対し、研修会等の様々な機会を通じ、総合的対応窓口の機能の充実等を要請している。また、新たな取組として、総合的対応窓口に関するポスター等の作成・配布をはじめ、ウェブサイトやSNSを利用した広報を警察庁において実施しており、それにより犯罪被害者等のみでなく、一般の方々に総合的対応窓口を周知するとともに、地方公共団体の総合的対応窓口担当職員等の担当業務に対する意識及び能力の向上を図ることとしている。



総合的対応窓口リーフレット

jorei/jorei.html)_o

また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」では、犯罪被害者等の支援に特化した 条例の制定を取り上げ、当該条例に基づく主 な支援施策等を紹介しているほか、平成29年 3月及び30年7月には、都道府県・政令指定 都市における犯罪被害者等支援に特化した条 例集を取りまとめるなど、地方公共団体に対



<u>コラム</u> 5

総合的対応窓口担当職員の手記

「丁寧な応対で相談しやすい窓口へ」

四日市市役所 市民協働安全課

三重県四日市市では、令和元年10月4日に犯罪被害者等支援条例を制定、施行しました。準備に当たっては、既に多くの自治体が犯罪被害者等への支援施策を進めていたことから、先行する自治体の取組を参考にしつつ、本市の実情に合わせた、よりきめ細かな支援を目指して作業を進めました。

特に、本市が条例を制定する約半年前、平成31年4月1日に三重県が犯罪被害者等支援条例を施行しており、本市において事件等が発生した場合、協調して各種支援を行う場面も想定されることから、被害者等にとって利用しやすい制度となるよう、県条例と市条例の連携について、三重県の担当課の方々と緊密に連絡・調整を行ってきました。さらに、本市の庁内における体制構築のため、関係各課を集めた連携検討会議を開催し、相談受付のワンストップ化、二次被害の防止について協議を重ねてきました。

こうした準備を経て、実際に条例が施行されると、すぐに三重県と連携する場面が訪れました。 市内で御夫婦が怪我をされる強盗致傷事件が発生したためです。

本市への初回相談は、条例施行前に県内全警察署へ案内チラシの配布を依頼していたことから、捜査を担当した警察署の方を通じて、被害者家族へ市条例による支援の案内をしていただき、その家族が来庁されることとなりました。

2回目以降の相談は、被害者本人に代わって来庁する家族に対し、事前に市役所で必要な手続を お尋ねしたうえで、市条例に基づく支援以外にも対応できるよう、担当課の職員を手配し、みえ犯 罪被害者総合支援センター相談員同席の下で行いました。

具体的には、被害者家族が待機する面談室に、介護施設への入所に係る相談のため高齢福祉課、介護認定に係る手続のため介護保険課、住民票取得のため市民課の職員が順番に入室し、必要な手続を効率よく行うことができました。また、みえ犯罪被害者総合支援センターの相談員を通じて、県条例に基づく見舞金の申請手続も同時に行い、被害者家族が来庁していただく回数をなるべく少なくするよう心掛けました。

この件の被害者家族は、事件で大変心を痛めておられたうえに、やむを得ないこととは言え、警察や検察との面談から郵便物の手配まで、あらゆる場面で説明と手続を求められ、精神的にも肉体的にも疲労のピークを迎えておられました。そうした様子を理解し応対したことで、「思ったより早く手続が終わって安心した」と言っていただきました。

こうして三重県警察本部及び警察署の担当者、三重県、みえ犯罪被害者総合支援センターの御協力により、滞りなく手続を行うことができました。特に三重県については、担当者同士で情報共有を図る中で、多くのフォローやアドバイスをしていただき、その結果、被害者家族から信頼を得ることができたと考えています。

本市の条例にかかる支援施策は始まったばかりですが、関係機関との連携の大切さを準備段階で想定していた以上に痛感しました。一方、市役所内部の体制強化も不可欠です。担当課だけでは、真に心のこもった支援はできません。犯罪被害者等が置かれた立場を理解し、丁寧な応対でその心情に寄り添うことができる職員を増やし、相談しやすい窓口づくりを行っていくことが重要であると考えています。

「被害者支援に携わって」

某市役所総合的対応窓口担当者

平成30年秋、市内の国道において飲酒運転により数名の尊い命が犠牲となる悲惨な交通死亡事故が発生し、被害者の死亡により高校3年生と高校1年生の兄弟が交通遺児となった。

警察の被害者支援担当者から、交通遺児となった兄弟は現在市営住宅に入居中であり、引き続き住宅への継続入居を希望しているが、行政からの支援はできないものかとの連絡があった。

連絡を受けた私は、市営住宅担当者と残された兄弟・御親族との三者による、市営住宅の継続入居についての意思確認を行うこととした。

面談の中で、御親族から高校3年生の兄は、県外への就職が内定しているが、卒業するまでの間は、弟と一緒に被害者との思い出があるこの住宅から通学したい。弟も兄と同じ思いが強く、できることなら、このまま住宅で生活できるように対応していただけないものかと要望があった。また、御親族の一人は、他市の高齢者住宅に入居しており、もう一人の御親族も、自分の家庭もあるため兄弟を引き取ることは困難であるが、共に兄弟の支援は全力で行うので、どうか住宅に継続入居させていただきたいと懇願していた。市営住宅担当者からは、本来、市営住宅は入居承継できないことになっている。しかし、諸事情等を考慮し継続入居ができるように対応したいが、担当者の判断だけで直ちに承認することはできないため、課内で入居承継について検討し、再度面談したいとの説明があった。

面談当初、兄弟と御親族は、住宅から退去することになるかもしれないと不安気な面持ちであったが、継続入居に向け一歩前進したためか、少しではあるが表情が和らいだように見えた。

この交通死亡事故は、マスコミ各社が連日連夜大々的に報道していた。その報道を見たAさん(首都圏在住)から、御遺族に対して支援を行いたい旨の連絡があった。心温まる厚意であるが、御遺族等の連絡先は伝えることはできず、私から御遺族へAさんの連絡先等を伝えることとして、御遺族からの連絡を待っていただくよう対応した。

私は、御遺族・御親族は様々な手続等で多忙であったため、再度出向いて頂くのは大変心苦しかったが、面談に向けた日程調整を行った。

面談では、住宅担当職員から以前検討事項としていた住宅への入居について、御親族と今後就職する兄の支援を条件として、弟が高校を卒業する令和3年3月末まで住宅からの退去を猶予することとなったため、引き続き住宅で生活できることを伝えた。また、金銭面では、兄弟の養育者には児童扶養手当が支給されること、御遺族には交通遺児育英金の奨学金等の制度が利用できること、生活困窮となったときは、生活保護制度を活用できること等の説明を行った。また、報道を見たAさんから、御遺族に対して支援を行いたいと申し出があったことを伝え、支援を受けたいと思うのであれば直接Aさんへ連絡し、支援内容等についての確認をすること、困りごと等があったときは遠慮せず相談してほしい旨伝え、面談を終えた。

御遺族・御親族の方は、住宅の退去猶予により居住先の不安、金銭面での不安等が解消され、本 当に助かりました、ありがとうございましたと頭を下げていた。

交通事故は被害者のみならず、加害者やその家族の人生も一瞬にして変えてしまいます。「自分だけは大丈夫」という考えが、一瞬の気の緩みを生み出し、一生を台無しにしてしまうことを、私たちは常に意識し、このような悲惨な交通事故がなくなることを切に願っております。



する情報提供に努めている。

令和2年4月現在、64都道府県・政令指定都市、641市区町村において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定が行われている。

(5) 地方公共団体間の連携・協力の促進等 【施策番号154】

警察庁においては、都道府県内における市 区町村の連携・協力の促進を図るため、都道 府県による市区町村の犯罪被害者支援担当者 を集めた研修に講師等として職員を派遣して



犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定状況

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進のため、犯罪被害者等に関する条例の制定等について情報提供を行っているところ、全国の地方公共団体において、犯罪被害者等の支援に特化した条例(以下「特化条例」という。)を制定する動きが広がっている。

令和2年4月1日現在(47都道府県、20政令指定都市、1,721市区町村中)、21都道府県、7政令 指定都市、326市区町村において特化条例が制定されている。

北海道 100% 50%以上100%未満 青森 30%以上50%未満 秋田 岩手 30%未満 山形 宮城 石川 富山 新潟 福島 福井 群馬 栃木 岐阜 長野 茨城 滋賀 埼玉 島根 鳥取 京都 兵庫 福岡 広島 岡山 大阪 奈良 愛知 山梨 東京 長崎 佐賀 三重 静岡 千葉 **念**发 和歌山 神奈川 熊本 副宮 香川 愛媛 鹿児島 高知 徳島 沖縄

特化条例の制定状況(市区町村)R2.4.1

※ ここでいう特化条例とは、専ら犯罪被害者等の支援に関する事項について定めた条例をいい、 犯罪被害者等に対する見舞金支給についてのみ定めた条例も含むが、安全で安心なまちづくりの 推進に関する条例等のように、条例の一部に犯罪被害者等のための施策が規定されているものは 含まない。 いるほか、犯罪被害者等施策の総合的推進に 関する事業として、令和元年度は、滋賀県、 鳥取県及び横浜市において、市町村職員等を 対象にした研修会を実施した。

また、地方公共団体間の連携・協力が必要な事案が発生した場合に備えて、各地方公共団体における犯罪被害者支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備・

配布し、地方公共団体間の情報の共有化を促進している。

(6) 地方公共団体における性犯罪被害者支援 への取組の促進

【施策番号155】

P34【施策番号65】参照



地方自治体における犯罪被害者等支援 ~東京都犯罪被害者等支援条例の制定について

東京都では、犯罪被害者等基本法の制定を踏まえ、これまで三期にわたる東京都犯罪被害者等支援計画を策定し、東京都総合相談窓口(平成20年度)や東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター(27年度)を設置するなど、犯罪被害者等支援に取り組んできた。

一方、都内における刑法犯の認知件数は全国の約1割を占めており、また、犯罪被害者等の置かれている状況は依然として厳しいことから、都としての被害者支援の姿勢を明確に示すとともに、社会全体での取組を一層進めていくことが求められていた。

そこで、有識者懇談会において議論を重ねるとともに、パブリックコメントや犯罪被害者等への 実態調査の結果を踏まえ、令和2年3月に東京都犯罪被害者等支援条例を制定し、同年4月から施 行した。

本条例では、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること、そして、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とし、犯罪被害者等支援の充実や都民の理解・協力を図る観点から、都の責務、都民・事業者・民間支援団体の役割を明確化した。そして、相談・情報の提供、経済的負担の軽減等に加え、国内や海外からも多くの人が訪れるという東京の特徴を踏まえた「都内に住所を有しない被害者への取組」、また、先般の大規模な被害者が発生した事件を教訓とした「大規模被害への緊急支援」など、都が実施する犯罪被害者等支援の基本的な12の施策とその方向性を示している。あわせて、二次的被害・再被害の防止についても、基本理念や基本的な施策の中に盛り込んでいる。

条例の制定を契機に、これまでの取組に加え、性犯罪等被害者への精神的なケアの更なる充実を図るとともに、経済的支援の充実として、2年度から、犯罪被害者等のニーズが高かった見舞金の給付や法律相談・転居費用の助成を新たに実施する。また、都内で犯罪に巻き込まれた外国人の犯罪被害者等に対しても必要な支援を提供できるよう、外国語版のリーフレットの作成に加え、ウェブサイトの英語表記など、多言語対応の充実を図っていく。

今後は、3年度から開始する「第4期東京都犯罪被害者等支援計画(仮称)」の策定に向け、実態調査等から把握した犯罪被害者等の実情を踏まえ、支援策の更なる充実を図るとともに、警視庁、区市町村、民間支援団体等との連携を一層強化し、犯罪被害者等に寄り添った支援策を総合的に展開することにより、誰もが安心して暮らしていける都市東京の実現を目指していく。

(7) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する 情報提供

【施策番号156】

P31【施策番号59】参照

(8) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用 【施策番号157】

P31【施策番号60】参照

(9) 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実

【施策番号158】

文部科学省においては、子供たちが全国どこからでも、いつでも、気軽に悩みを相談できる「24時間子供SOSダイヤル」を設置し、教育委員会等による紹介カードやリーフレット等の配布等を通じて、児童生徒や保護者へ



令和元年度地方公共団体職員等に対する犯罪被害者等施策に関する研修 事業 (滋賀県)

警察庁では、基本法及び第3次基本計画に基づき、地方公共団体における犯罪被害者等支援体制の整備促進を図っているところ、同体制の更なる底上げを図るとともに、多機関連携及び地域間連携を促進し、地域における犯罪被害者等施策を総合的に推進するため、平成29年度から、「犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業」を実施している。

令和元年度は、静岡県、滋賀県、鳥取県、長崎県、熊本県及び横浜市において同事業を実施したところ、このうち、滋賀県における研修事業の事例については、次のとおりである。

【滋賀県】

滋賀県では、「関係機関との連携及び相談対応力の強化を図る研修」及び「学校現場における犯罪の被害に遭った子供、きょうだい等への支援に関する研修」を2回にわたり実施した。

1回目は、犯罪被害者等のニーズに合った途切れのない支援活動を推進するため、犯罪被害者等支援に携わる関係機関が互いの役割を認識し、連携を強化するとともに、相談の対応力を強化することを目的として、講演、相談デモンストレーション等を行った。講演では、大塚淳子氏(帝京平成大学教授)から「犯罪被害者支援における関係機関連携」をテーマに、様々な犯罪被害者等に対する他機関連携の重要性と課題及び体制整備の必要性等を内容とする講演が行われた。また、相談デモンストレーションでは、模擬事例を基に警察、被害者支援センター職員及び市町職員がそれぞれ犯罪被害者の対応を行い、それぞれの立場、対応方法等を知ることにより、他機関連携の重要性等の理解を深めた。

2回目は、犯罪被害に遭った子供等の置かれている立場や心境、支援の在り方等に対する理解を 深め、学校現場等における相談対応力を強化することを目的として、犯罪被害者御遺族へのインタ



講演の様子

ビュー、講演等を行った。大塚淳子氏がインタビュアーを務め、犯罪被害者御遺族から兄弟姉妹を 犯罪によって亡くしたときの子供の心情やその後の状況等が語られた。その上で、大塚淳子氏から 「早期支援及び連携支援の重要性」をテーマに、学校現場における支援の在り方等について講演が 行われ、さらに、参加者によるグループディスカッションが行われた。



地方自治体における犯罪被害者等支援 ~長崎県犯罪被害者等支援条例の制定について

1 条例制定までの経緯

条例制定の契機

長崎県では、令和元年7月16日、「長崎県犯罪被害者等支援条例」を公布・施行したが、県が条例制定に向け本格的に動き出すきっかけとなったのは、条例制定を求める県民の声が、請願、意見書等の形となって高まりをみせたことである。

課題整理

県では、まず県全体の犯罪被害者等支援(以下このトピックスにおいて「支援」という。)の充実に向けた課題整理を行った。

その上で、県全体の支援の更なる充実のためには、市町との連携・協力が不可欠であることから、市町との協議の場を設けて、課題解決のため、条例制定を視野に入れた検討を進めることとした。

・ 市町との協議

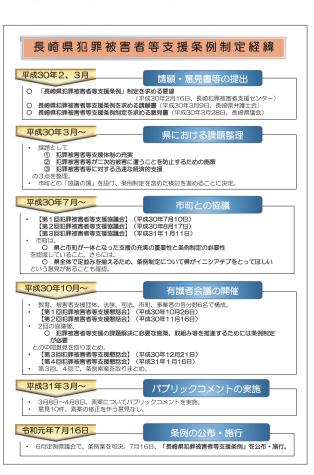
協議の結果、市町は、県と市町が一体となった支援の充実の重要性と条例制定の必要性を認識していること、さらに一部の市町では、県全体で支援の足並みを揃えるため、条例制定について県のイニシアチブを求めていることを確認することができた。

なお、この市町との協議会は平成30年度 に3回実施したが、最終的に県条例の中に 「市町の責務等」の規定を設けることにつ いての合意形成にも大きな役割を果たした。

・ 有識者会議の開催

市町との協議と並行して、教育、被害者 支援団体等県の支援に関係する有識者6名 からなる「長崎県犯罪被害者等支援懇話会」 を設置し、県の支援充実に向けた課題と、 条例制定の必要性について意見を伺うこと とした。

平成30年度に4回の懇話会を開催した結果、支援の課題解決に必要な施策及び取組を推進するためには、条例制定が必要との中間意見を頂くとともに、条例素案につい





ても検討を行った。

条例の公布・施行

市町との協議、有識者の意見聴取、パブリックコメントの実施を経て、条例の公布・施行に至った。

2 条例制定後の取組

· 犯罪被害者等支援計画の策定

令和元年12月、条例を根拠とした新たな 支援計画である「長崎県犯罪被害者等支援 計画」を策定した。

推進体制の整備

庁内の推進体制として「長崎県犯罪被害者等支援推進会議」を、また、県と市町の推進体制として「長崎県市町犯罪被害者等支援推進協議会」をそれぞれ新設した。

なお、民間団体を含めた推進体制は、県警察本部長を会長とする既存の「長崎県被害者支援連絡協議会」を活用することとし、これら3つの推進体制が県の総合的対応窓口を中心に相互に連携・協力することにより、県全体の犯罪被害者等支援を推進する体制を整備した。

緊急支援体制の整備

死傷者多数等重大な事案が発生した際の支援の実施に関して、「長崎県被害者支援連絡協議会」 を核に、前記推進体制が連携して対応する仕組みを県警察が中心となって整備した。

・ 庁内・市町との連携

条例制定後、支援計画の策定や推進体制の整備に当たっては、県警察を含めた庁内関係所属及び市町との協議の場をそれぞれ設けた上で合意形成を図るなど、庁内・市町との連携を重視しながら取組を進めた。特に、前述の推進体制の整備後は速やかに会議を開催し、支援計画案の内容確認、意見聴取を行ったほか、県及び市町による会議では、それぞれの取組について情報共有を図った。

・ 二次被害の防止に資する広報啓発・研修

支援についての県民の理解の増進と条例制定の周知を図るため、支援に関するシンポジウムを開催するとともに、長崎市中心部のアーケード街において犯罪被害者に関するパネル展を開催した。また、市町を含めた支援担当職員の資質向上を目的として、警察庁との共催により、行政職員を対象とした犯罪被害者等支援研修会を開催した。

3 今後の取組について

条例制定後、県では、市町及び県警察と連携しながら、推進体制の整備、二次被害の防止に資する広報啓発等様々な取組を行ってきたが、その過程で、半数を超える市町が本年度中の条例施行を目指すなど、県全体の支援の更なる充実に向けた機運が着実に高まっている。

今後も、この機運を絶やすことなく、市町を含めた総合的支援体制の充実、県民の理解の増進等条例に掲げた目的、理念に沿った取組を継続していく。

条 例 定 後 0 取 組 犯罪被害者等支援計画の策定 令和元年7月~ 条例第10条に基づく支援計画の策定作業開始。 令和元年9月27日~10月17日 計画素楽に対するパブリックコメント実施。 令和元年12月 「長崎県犯罪被害者等支援計画」策定。 推進体制の整備 12年 (1962) 正成 条例第9条(総合的改複体制の整備) に基づき、県及び市町の新たな推進体制を構築。 「野嶋県和罪被害等享退推推進会議」(令和元年8月28日) ・・県(県警会び)の庁内関係新版で機能 「長嶋県市町犯罪被害者等支援推進総会」(令和元年8月2日) ・・県(県警会び)及び市の総合的別の窓の目球で構成 民間回体を含めた推進体制は、既存の「長嶋県被害者支援連絡協議会」を活用。 重大な事案が発生した際の緊急支援体制の整備 条例第9条第3項に基づく重大事案発生時の緊急の支援の実施に関して、「長崎県被害者支援 連絡協議会」における「重本事案発生時における総合的な犯罪被害者等支援体制〜会員相互のガ イトライン・ラを策定。 重大事案発生時には、「長崎県被害者支援連絡協議会」を中心に、前記県、市町の推進体制が 重大事案発生時には、「長崎県 連携して対応する仕組みを整備。 庁内・市町との連携 二次被害防止に資する広報啓発・研修 ○ 令和元年10月12日 長崎県犯罪被害者等支援シンポジウム○ 令和元年11月7日 行政職員対象犯罪被害者等支援研修会○ 令和元年11月9、10日 生命のミニ・メッセージ展

の周知を図っている。

また、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いている状況等を受け、平成30年から地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援している。

(P26【施策番号55】参照)

(10) ワンストップ支援センターの設置促進

【施策番号159】

ア P32【施策番号61】参照

【施策番号160】

イ P32【施策番号62】参照

【施策番号161】

ウ P32【施策番号63】参照

【施策番号162】

工 P34【施策番号64】参照

【施策番号163】

オ P34【施策番号65】参照

(11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

【施策番号164】

警察においては、公益社団法人全国被害者 支援ネットワークをはじめとする犯罪被害者 支援団体に対し、研修内容に関しての助言や 講師派遣等の協力を行っている。また、犯罪 被害者等が必要とする支援についての相談や 情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等、 犯罪被害者等に対する支援全般を管理する コーディネーターとしての役割を果たす民間 支援員の育成を支援するため、民間支援員も 参加できる研修を実施するとともに、被害者 支援連絡協議会等で具体的事例を想定した犯 罪被害者支援についての実践的なシミュレー ション訓練を実施している(被害者支援連絡 協議会については、P73【施策番号167】参照)。

(12) 地方公共団体の取組に対する支援

【施策番号165】

内閣府においては、配偶者暴力相談支援セ

ンターにおける相談対応の質を向上させると ともに、犯罪被害者支援を充実させるため、 都道府県、市町村等の関係機関及び民間の更 なる連携の促進を図ることを目的として、官 民の配偶者暴力被害者支援の関係者(配偶者 暴力相談支援センター長、地方公共団体の職 員及び相談員)を対象としたワークショップ 等を行う「女性に対する暴力被害者支援のた めの官官・官民連携促進事業」を実施している。

(13) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

【施策番号166】

警察においては、他の犯罪被害者支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、これらの関係機関・団体等の犯罪被害者支援のための制度等を説明できるように努めている。また、犯罪被害者支援のための諸制度を所掌する省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする犯罪被害者等に提供することとしている。

(14) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

【施策番号167】

警察においては、生活上の支援をはじめ、 医療、公判に関すること等、極めて多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに応え、総合的な 支援を行うため、警察のほか、検察庁、弁護 士会、法テラス、医師会、臨床心理士会、地 方公共団体の担当部局、県や市の相談機関や 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等によ る被害者支援連絡協議会を全都道府県に設立 し、犯罪被害者支援のための相互の連携を 図っている。

このほか、個々の事案において、犯罪被害 者等の具体的なニーズを把握し、よりきめ細 かな総合的支援を行うために、警察署等を単 位とした連絡協議会(被害者支援地域ネット ワーク)を構築している。 平成31年4月現在、全ての都道府県において、被害者支援連絡協議会と1,135の被害者支援地域ネットワークが設置され、全ての地域を網羅している。

(15) 警察における相談体制の充実等

【施策番号168】

警察においては、犯罪被害の未然防止に 関する相談等の各種相談に応じる窓口を設 置している。また、電話による相談につい ても、全国統一番号の警察相談専用電話 「#9110」番を設置するとともに、このよ うな総合的な相談に加え、犯罪被害者等の ニーズに応じて、性犯罪被害相談(P85【施 策番号201】参照)、少年相談、消費者被害 相談等の個別の相談窓口を設け、相談体制 の充実に努めている。さらに、犯罪被害者 等の住所地や匿名と実名の別を問わず相談 に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に より、被害者支援連絡協議会等のネット ワークに参画する関係機関・団体に関する 情報提供やこれらへの引継ぎを行うなど、 犯罪被害者等がより相談しやすく、より負 担が少なくなるような対応に努めている。

加えて、警察庁から委託を受けた民間団体が、特定の犯罪等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う匿名通報事業を実施し、被疑者の検挙や犯罪被害者の早期保護等に役立ている(P37【施策番号78】参照)。

都道府県警察においては、交通事故被害 者等に対して、「被害者の手引」、現場配布 用リーフレット等を活用して、

- ・ 刑事手続の流れ
- ・ 交通事故によって生じた損害の賠償を 求める手続
- ・ ひき逃げ事件や相手方が自賠責保険に 加入していなかった場合に国が損害の塡 補を行う制度(政府保障事業)
- ・ 被害者支援に関する各種相談窓口 等に関する説明を行っている。

また、都道府県警察においては、交通事故被害者等から加害者の行政処分に係る意見の聴取等の期日等について問合せがあった場合や、交通死亡事故の遺族、重度後遺障害を受けた者及びその直近の家族から加害者に対する行政処分結果について問合せを受けた場合には、適切な情報の提供を行っている。令和元年中の都道府県警察における意見の聴取等の期日等に関する問合せに対する回答件数は12件、行政処分の結果に関する問合せに対する回答件数は22件であった。

都道府県交通安全活動推進センターにおいても、職員のほか、弁護士等が、交通事 故被害者等からの相談に応じ、適切な助言 を行っている。

【施策番号169】

イ 警察においては、性犯罪捜査を担当する 係への女性警察官の配置を推進するなどし

警察と関係機関・団体等とのネットワーク

警察 被害者支援連絡協議会 関係機関・団体 民間被害者支援団体 知事部局及び市町村の犯罪被害者支援担当部門 児童相談所、精神保健福祉センター、保健所 犯罪被害者等早期援助団体 教育委員会 検察庁、矯正施設、保護観察所 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ 日本司法支援センター(法テラス地方事務所) 支援センタ 国交省地方運輸局等の犯罪被害者支援担当部門 その他の民間被害者支援団体 社会福祉協議会 医師会、臨床心理士会、弁護士会 暴力追放運動推進センター、交通安全協会、防犯協会 自動車事故対策機構地方支所 等

心のリリーフ・ライン



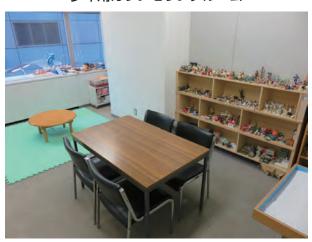
て、性犯罪被害相談において、相談者の希望する性別の職員が対応することができるように努めている。また、執務時間外においても当直勤務中の職員が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進している。

(16) 警察における被害少年等が相談しやすい 環境の整備

【施策番号170】

警察においては、全都道府県警察に設置されている少年サポートセンターや警察署の少年係等が窓口となり、警察官や少年補導職員が少年や保護者等からの悩みや困りごとに係

少年用カウンセリングルーム



る相談に応じ、必要な指導・助言を行っている。

また、全都道府県警察に「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話による相談窓口を設け、フリーダイヤルによる相談や電子メール等による少年相談を受け付けており、夜間・休日も対応するなど、少年や保護者等が相談しやすい環境の整備を図っている。

平成31年4月現在、全国196か所に少年サ

被害児童向けの相談窓口案内リーフレット



小学生向けリーフレット「あなたは 気づいていないかも」



ポートセンターが設置されており、このうち 73か所は、少年や保護者等が気軽に立ち寄る ことができるよう、警察施設以外の施設に設 置されている。

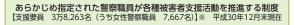
さらに、警察庁においては、相談内容に応 じた適切な窓口を紹介するリーフレットを作 成して都道府県警察や関係府省に配布すると ともに、警察庁のウェブサイト上において当 該リーフレットを公開している(警察庁ウェ ブサイト: https://www.npa.go.jp/policy_ area/no cp.html) o

「指定被害者支援要員制度」の活用 【施策番号171】

警察においては、専門的な被害者支援が必 要とされる事案が発生したときに、あらかじ め指定された警察職員が事件発生直後から犯 罪被害者等への付添い、情報提供等を行った り、被害者支援連絡協議会等のネットワーク を活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、 関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間

指定被害者支援要員制度

犯罪被害者支援が必要とされる事案の発生時



対象事件

- 殺人、傷害、性犯罪等の身体犯 重傷、ひき逃げ、交通死亡事故事件
- その他必要と認められる事件

支援要員の任務

- 各種手続の説明
- 事情聴取、実況見分等の立会い 病院等への付添い
- 相談・要望対応
- 民間被害者支援団体等の紹介 等

支援要員による病院の付添い(被害者は模擬)



の団体等の紹介・引継ぎを行ったりする指定 被害者支援要員制度を各都道府県警察で運用 している。また、指定被害者支援要員に対し て、犯罪被害者支援において必要となる知識 等についての研修、教育等を実施している。

平成30年末現在、指定被害者支援要員とし て全国で3万8,263人が配置されている。

○ 海上保安庁においては、犯罪被害者等の 支援及び関係機関との連絡調整を行う犯罪 被害者等支援主任者を部署ごとに指定し、 犯罪被害者等の具体的な事情を把握し、そ の事情に応じ犯罪被害発生直後から犯罪被 害者等へ必要な助言、情報提供等を行うと ともに、具体的な支援の説明を行うなど、 犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減 に努めている。

(18) 交通事故相談活動の推進

【施策番号172】

国土交通省においては、交通事故相談活動 に携わる地方公共団体の交通事故相談員に対 して、各種研修や実務必携の発刊等を通じ、 その能力の向上や、交通事故被害者等から刑 事手続等の相談を受けた場合の対応について の周知を図っている。

(19) 公共交通事故被害者への支援

【施策番号173】

国土交通省においては、平成24年4月、公 共交通事故による被害者等への支援の確保を 図るため、公共交通事故被害者支援室を設置 し、被害者等から事業者への要望の取次ぎ、 相談内容に応じた適切な関係機関の紹介等を 行っている。

令和元年度においては、公共交通事故発生 時には、被害者等からの相談を聞き取って適 切な相談窓口を紹介し、平時には、支援に当 たる職員に対する教育訓練の実施、関係機関 とのネットワークの構築、公共交通事故被害 者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者 における被害者等支援計画の策定の働き掛け 等を行った。

平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス 事故に関しては、継続的に遺族会との意見交 換会を開催するなどの対応を実施した。

(20) **婦人相談所等職員に対する研修の促進** 【施策番号174】

厚生労働省においては、平成23年度から、 国立保健医療科学院で行っている婦人相談所 等指導者研修等において、配偶者からの暴力 の被害を受けた女性の人権、配偶者からの暴 力の特性等に関する理解を深めるための婦人 相談所等の職員に対する専門研修を実施して いる(P47【施策番号108】参照)。

(21) ストーカー事案への対策の推進

【施策番号175】

内閣府においては、地方公共団体におけるストーカー被害者支援の充実を図るため、平成29年度に「ストーカー被害者支援マニュアル」を作成し、地方公共団体及び被害者支援を行っている関係機関等に配布している。

(P73【施策番号165】参照)

(22) ストーカー事案への適切な対応

【施策番号176】

令和元年中の警察におけるストーカー事案の相談等件数は2万912件であった(警察庁ウェブサイト「令和元年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」:https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/R1_STDVkouhoushiryou.pdf)。

ストーカー事案は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、また、加害者が、被害者に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きい。

このため、警察においては、ストーカー事

案をはじめとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案に一元的に対処するための体制を確立し、被害者等の安全の確保を最優先に対処することとしている。具体的には、ストーカー規制法その他の法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒、110番緊急通報登録システムへの登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資機材の活用、被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進している。また、被害者等からの相談に適切に対応できるよう、被害者の意思決定支援手続等を導入している。

さらに、逮捕状請求における被疑事実の要 旨記載に際しての被害者に関する事項の表記 方法への配慮、仮釈放又は保護観察付執行猶 予となった者に関する保護観察所等との連携 強化、被害者支援における婦人相談所、法テ ラス等の関係機関との協力等、被害の拡大及 び再被害の防止対策を推進している。

加えて、平成29年4月にストーカー総合対 策関係省庁会議において改訂された「ストーカー総合対策」に基づき、関係機関と連携し た取組を一層推進している。

(23) 人身取引被害者の保護の推進

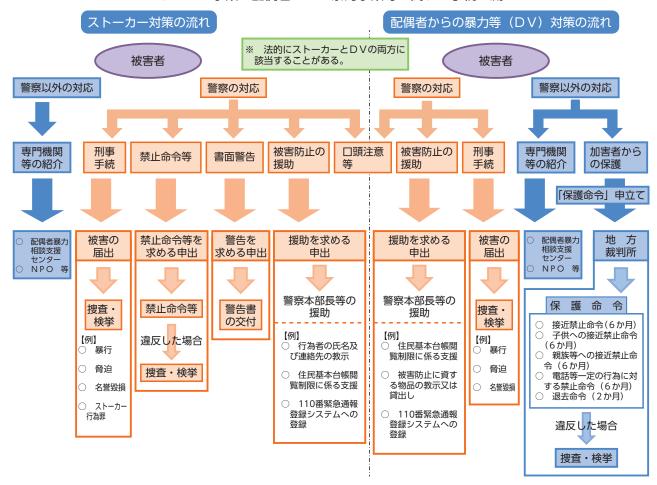
【施策番号177】

人身取引(性的サービスや労働の強要等) は重大な人権侵害であり、人道的観点からも 迅速・的確な対応が求められている。これは、 人身取引が、その被害者に対して深刻な精神 的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復 は非常に困難だからである。

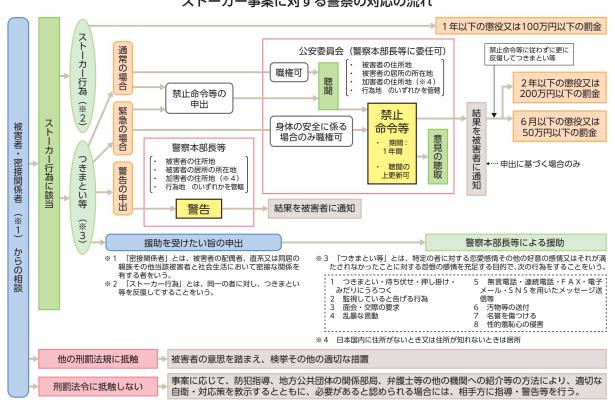
政府では、平成16年4月から「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を開催するなどして関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、「人身取引対策行動計画」(同年12月犯罪対策閣僚会議決定)、「人身取引対策行動計画2009」(21年12月犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進してきたところ、引き続き人

第**4**章

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等に関する手続の流れ



ストーカー事案に対する警察の対応の流れ



ストーカー総合対策

カ 対

「すべての女性が輝く政策パッケージ」(平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定) ・ストーカー対策の抜本的強化「関係省庁からなる会議で検討の上、総合対策を年度内を目途に取りまとめ」

平成27年3月20日 ストーカー総合対策 策定

○ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第102号)(平成28年12月6日成立) ・規制対象行為の拡大、行政措置及び罰則の見直し、関係者による被害者等の安全確保及び秘密保持の配慮 等

平成29年4月24日 ストーカー総合対策

Ⅱ 概要

被害者等からの相談対応の充実

- 早期の段階で被害者等が関係機関につながることができるよう、被害者 等からの相談窓口の充実
- 分がは、 ・ 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(以下「職務関係者」) に対し、被害者等の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発の実施
- 民間の自主的な組織活動を含めた関係機関間の連携協力の推進

者情報の保護の徹底

- 加害者となるおそれのある者に対し、被害者等に係る情報の提供が禁止 されていることに係る関係者への周知 ▶ 職務関係者による被害者等の秘密の保持への十分な配慮
- 国、地方公共団体等が保有する被害者等の個人情報の管理について、ス -カー行為等の防止のための必要な措置の実施

被害者等の適切な避難等に係る支援の推進

- 婦人相談所における一時保護、都道府県警察における一時避難に係る経 費の補助等、一時避難場所を確保するために必要な連携体制整備等の推進
- 婦人保護施設における中長期支援、公的賃貸住宅への優先入居等、長期 的避難のための支援措置の実施
- 弁護士費用の負担軽減、地方公共団体が実施した措置に対する地方交付 税による財政措置等、被害者等への経済面からの支援方策の実施

調査研究、広報啓発活動等の推進

- 国、地方公共団体による加害者を更生させるための方法、被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進 •
- ストーカー行為等の被害実態把握のための取組の推進 被害者にも加害者にもならないための教育活動を通じた知識の普及及び
- 啓発の推進 ▶ ストーカー被害の未然防止・拡大防止等に関する広報活動を通じた知識 の普及及び啓発の推進

- ストーカー加害者が抱える問題にも着目し、関係機関が連携した様々な 段階における更生に向けた取組の推進
- ◆ 仮釈放者及び保護観察に到れる。 警察の連携による必要な措置の実施 警察の連携による必要な措置の実施 仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の特異動向等に係る保護観察所及び
- 加害者への治療等に係る警察及び地域精神科医療等との連携の推進 受刑者及び少年院在院者に対する、ストーカー行為につながる問題性を 考慮したプログラムの実施及び充実

支援を図るための措置

人材の養成及び資質の向上、被害者等の支援のために必要な体制の整備、 民間の自主的な組織活動の支援に係る施策のための財政上の措置

身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府 一体となってより強力に、総合的かつ包括的 な人身取引対策に取り組んでいくため、26年 12月、犯罪対策閣僚会議において「人身取引 対策行動計画2014」を決定するとともに、関 係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を 随時開催することとした。

令和元年5月、人身取引対策推進会議の第 5回会合を開催し、我が国における人身取引 による被害の状況や、関係省庁による人身取 引対策の取組状況等をまとめた年次報告「人 身取引対策に関する取組について」を決定・ 公表するとともに、引き続き、人身取引の根 絶を目指し、同計画に基づく取組を着実に進 めていくことを確認した。

また、同年6月の「外国人労働者問題啓発 月間」に合わせてバナー広告により、同年7 月30日の「人身取引反対世界デー」及び同年 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期 間に合わせてSNSにより、それぞれ我が国 における人身取引の実態、人身取引の防止・

人身取引対策ポスター



提供:内閣府

撲滅及び被害者の保護に係る取組に関する広 報を実施し、被害に遭っていると思われる者 を把握した際の通報を呼び掛けた。

(24) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における 福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実 【施策番号178】

法務省においては、犯罪被害者等に配慮した捜査や公判活動を行うため、検察官等の研修において、福祉・心理関係の専門機関の関係者を講師に招くなど、その連携・協力の充実・強化を図っている。

(25) 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

【施策番号179】

地方検察庁においては、犯罪被害者等に対し、よりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者等の支援に携わる被害者支援員を配置している。

被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧や証拠品の返還等の各種手続の手助け等をするほか、犯罪被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。

被害者支援員を対象とする研修において、 被害者支援に携わる者を講師として招いているほか、日々の活動として、被害者支援団体 等との意見交換の場を設けるなど、被害者支 援の状況についての情報交換を行い、その連 携・協力の充実・強化を図っている。また、 被害者支援員の意義や役割について記載され ている犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪 被害者の方々へ」を犯罪被害者支援を行って いる関係機関・団体等に配布するなどして、 被害者支援員制度に係る情報提供の充実を 図っている。

犯罪被害者等による電話やファックスでの 被害相談の受付のため、地方検察庁等に、被 害者相談専用電話番号(ホットライン)を設 け、被害者支援員等が電話対応をしている。

(26) 更生保護官署における関係機関等との連携・協力、被害者担当保護司との協働による支援の充実

【施策番号180】

法務省においては、全国の保護観察所に被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司を配置し、その協働態勢の下、主として、被害に係る刑事裁判が終了した後又は被害に係る加害者が保護処分を受けた後に、犯罪被害者等に対して相談・支援を行っている。相談・支援の実施においては、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴するとともに、必要な情報を提供するなどしている。また、支援の円滑な実施及び支援内容の充実を期するため、国や地方公共団体の機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等との連携の強化を図るとともに、更生保護における犯罪被害者等施策の周知に努めている。

(27) 被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修等の充実

【施策番号181】

法務省においては、刑事裁判及び少年審判 終了後の相談対応の充実のため、保護観察所 に配置されている被害者担当の保護観察官及 び被害者担当保護司を対象とする研修におい て、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家 による講義、事例研究及び犯罪被害者支援の 実践的技能を修得させるための演習等を実施 し、犯罪被害者等の置かれている現状や心情 等への理解を深めるとともに、適切な対応を 確実にするように努めている。

(28) 犯罪被害者の相談窓口の周知と研修体制 の充実

【施策番号182】

法務省の人権擁護機関においては、調査救済制度周知用リーフレットを作成・配布し、 法務省の人権擁護機関が実施する人権相談や 調査救済制度の周知に努めている。

また、「みんなの人権110番」、「子どもの人

<u>コラム</u>

被害者担当保護司の手記

全国の保護観察所には、犯罪被害者等施策担当の保護観察官(被害者担当官)及び被害者担当保護司が配置されています。ここでは、心情等伝達制度(施策番号146参照)を利用した犯罪被害者等の心情等の聴取に同席した被害者担当保護司の手記を紹介します。

なお、ここで紹介する事例は、プライバシーに配慮し、一部改変し再構成しています。

~涙~

被害者担当保護司(女性)

性犯罪の被害に遭った女の子の母親から心情等を聴取した時の話です。

長年、被害者とその母親は、事件のことを忘れられずにいました。

被害者は学校からの帰り道で被害に遭ったために、学校にも一人で行けなくなり、必ず母親が付き添っているとのことでした。また、大好きだった習い事にも通えなくなるなど、被害によって生活に大きな影響が出ているそうでした。

いろいろお話を伺う中で、被害者の母親の張りつめた様子を見ていましたが、私から、「被害者であるお嬢さんは大変ですよね。それと、全く自分のことのようにお嬢さんに寄りそって暮らしてきたお母様も大変でしたね。お気持ちお察しいたします。私たちがいつでもお話をお聴きしますから、もう少し外に吐き出して気持ちを楽にしていただきたいです。私たちには守秘義務があります。安心してお話しなさってください。」とお声掛けしました。すると、母親の目から涙があふれてきました。被害者の母親は、「弁護士と話をする際にも、泣いたことはなかったけれども、そのように声を掛けられて何かふっと安心したような感じがしました。」とおっしゃいました。こうおっしゃっていただけて、私もほっとしました。

私は、来庁された被害者等には、「何でも吐き出してください。」とよくお話しします。いろいろお話しすると、被害者の方も聞きたいと思っていたことが聞きやすくなるようで、たくさん質問してくださいます。

その被害者の母親は、お帰りになる時、加害者に言いたいことを言えて、自分が疑問に思っていたことを聞けてほっとされたのか、表情が明るくなっていたのが印象に残っています。

~ある犯罪被害者の思い~

被害者担当保護司(男性)

詐欺の被害に遭った高齢の女性から心情等を聴取した時の話です。

被害者は、加害者とは長年の交流があって信頼していましたが、その加害者に現金をだまし取られ、その後必ず返済すると示談書まで交わしたものの、加害者からの返済が途絶えていました。

そこで被害者は、加害者が返済しないのはどんな理由があるのか、返済の意思はどうなのか、直接話して本心を聴きたいとの思いを抱き、来庁されました。

被害者担当官から心情等伝達制度について説明をしたところ、利用を希望されたため、心情等を聴取することとなりました。

実際に心情等を聴取するときには、被害者担当官も私も男性であったため、被害者に威圧感を与えないように留意しました。静かな声で、ゆっくり丁寧に話すよう心掛け、目線も合わせ過ぎない

ようにしました。

被害者は、当初は緊張のせいか伏し目がちで話をされていましたが、私と住んでいる地域が同じだったことから、地域の話題を織り交ぜることができ、時間がたつにつれ場が和んでいきました。

話の中で、金銭をだまし取られたことへの憎しみ、親密な関係にありながら裏切られたことの悔しさを語る一方、一度は信頼していた人として「返済できないのは、加害者が体調を崩すなど何か事情があるのではないだろうか。健康で過ごしているのだろうか。」など加害者を案ずる言葉も多く聞かれました。

その心情等を加害者に伝達した結果、加害者から返済が数回ありました。しかし、再び返済が滞ったため、2回目の心情等伝達制度利用となりました。

2回目の心情等聴取の際には、人事異動で被害者担当官が代わりましたが、前回と同様に私も同席したことから、終始落ち着いた雰囲気で心情等聴取を行うことができました。被害者はいろいろな思いを吐き出せたという表情で退庁されました。

その後、加害者は再び返済を開始しました。加害者が、少額ではありますが被害者に返済したのは、この被害者の優しさが加害者に通じたためではないかと思います。2回の心情等聴取を通じて、被害者の揺れ動く思いを聴かせていただけたので、私としても大変印象に残りました。

権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」 (料金受取人払の便箋兼封筒)、「女性の人権 ホットライン」、「インターネット人権相談受 付窓口」等の各種相談窓口についても、法務 省のウェブサイトや広報資料に掲載するな ど、積極的な広報を行っている。

さらに、人権相談や調査救済事務に従事する職員を対象に、研修を実施し、犯罪被害を含む人権侵害の被害の救済に的確に対応する

子どもの人権110番ポスター



提供:法務省

ための体制強化を図っている。

人権擁護委員に対しても、犯罪被害を含む 人権問題全般に適切に対応できるよう、適切 かつ十分な研修の実施に努めている。

29 犯罪被害者である子供の支援

【施策番号183】

法務省の人権擁護機関においては、いじめ・体罰・虐待といった子供の人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、児童相談所等の関係機関と連携の上、事案に応じた適切な措置を講じている。

(30) 高齢者に関する人権相談への対応の充実 【施策番号184】

法務省の人権擁護機関においては、法務局に出向くことが困難な高齢者施設等の社会福祉施設の入所者やその家族が施設内で相談できるよう、施設の協力を得て、臨時に特設の人権相談所を開設して、入所者等からの人権相談に応じている。また、介護サービス施設・事業所に所属する訪問介護員等、高齢者と身近に接する機会の多い社会福祉事業従事者等に対して、人権相談について周知・説明し、

人権侵害事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなどの連携を図っている。

(31) 法テラスによる支援の検討

【施策番号185】

ア 認知機能が十分でないために弁護士等の 法的サービスの提供を自発的に求めること が期待できない高齢者・障害者等を対象と した資力にかかわらない法律相談援助制度 の創設や、民事裁判等手続の準備及び追行 に限定されていた代理援助・書類作成援助 の対象行為を、認知機能が十分でない高齢 者・障害者等に対しては、生活保護給付に 係る処分に対する審査請求等、一定の行政 不服申立手続の準備及び追行に拡大するこ とを内容とする総合法律支援法の一部を改 正する法律が平成28年5月に成立し、30年 1月から施行された。

【施策番号186】

イ ストーカー、配偶者からの暴力等及び児 童虐待の被害者を対象とした資力にかかわ らない法律相談援助制度の創設を内容とす る総合法律支援法の一部を改正する法律が 28年5月に成立し、30年1月から施行された。

③2 地域包括支援センターによる支援 【施策番号187】

地域包括支援センターにおいては、地域の 住民や民生委員、介護支援専門員等の支援の みでは十分に問題を解決することができな い、又は適切なサービス等につながる方法が 見付けられないなどの困難な状況にある高齢 者に対し、市区町村、保健所、医療機関等と 連携を図りつつ、成年後見制度の活用促進や 高齢者虐待への対応等に取り組み、専門的・ 継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため の必要な支援を行っている。

(33) 地方公共団体に対する子供・若者育成支援についての計画に関する周知

【施策番号188】

内閣府においては、令和2年3月に各都道府県・指定都市青少年行政主管課室長に対し、子ども・若者育成支援推進法に基づく子供・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、「子供・若者育成支援推進大綱」(平成28年2月子ども・若者育成支援推進本部決定)に盛り込まれた「犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応」に関する記述も勘案するよう、周知した。

34 学校内における連携及び相談体制の充実 【施策番号189】

ア P26【施策番号55】参照

【施策番号190】

イ 文部科学省においては、学校において虐 待を受けた子供の早期発見、早期対応が可 能となるよう、虐待を受けた子供への対応、 健康相談の進め方等についてまとめた参考 資料も活用しながら、養護教諭等の資質向 上のための研修等の内容の充実を図っている。

(35) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓 口機能の充実

【施策番号191】

児童生徒による暴力行為の発生件数が依然 として相当数に上っており、また、教職員の 体罰や児童生徒間のいじめにより重大な被害 が生じる事案も引き続き発生していること等 が教育上の大きな課題となっている。これら を踏まえ、文部科学省においては、学校にお ける教育相談体制の充実に取り組むととも に、都道府県・政令指定都市の教育委員会や 学校に対して、

・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認め られる暴力行為やいじめ事案については、 いじめられている児童生徒を徹底して守り 通すという観点等から、早期に警察へ相談・ 通報し、警察と連携した対応を講じること が重要であること。

- ・ 教員が体罰を目撃した場合や学校が体罰 や体罰を疑われる事案の報告・相談を受け た場合には、事実関係の正確な把握に努め るとともに教育委員会へ報告すること。
- ・ 学校が体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、 相談窓口の周知を図ること。

等を示し、教育委員会と関係機関・団体等と の連携・協力や相談を受け付ける体制の整備 を促している。

36 犯罪被害者等である児童生徒が不登校に なった場合における継続的支援の促進

【施策番号192】

不登校児童生徒への支援について初めて体系的に定めた、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が、平成28年12月に成立し、29年2月から全面施行された。

文部科学省においては、同法を踏まえ、同年3月に、学校が不登校児童生徒に対し組織的かつ継続的支援を推進するなどの不登校児童生徒への支援に関する施策を推進するための基本的な指針を策定し、同法及び同指針の趣旨等を教育関係者に周知した。

また、不登校児童生徒への支援に際して中 核的な機能を果たす教育支援センター等の設 置促進、機能強化等に関する実践研究等を実 施している

(37) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実

【施策番号193】

ア 厚生労働省においては、医療機関等が犯 罪被害者等の支援を行っている関係機関・ 団体等と連携・協力できるよう、犯罪被害 者等の支援等に関する情報提供を必要に応 じて実施するなど、適切に対応している。

【施策番号194】

イ 精神保健福祉センターや保健所において は、医療機関等の関係機関と連携しつつ、 犯罪被害者等に対して、精神保健に関する 相談支援を実施している。

精神保健福祉センターにおいては、専門 知識を有する者による面接相談や電話相談 (「こころの電話」)の窓口を設置し、地域 住民が気軽に相談できる体制を整備してい る。また、必要に応じ医師による診察を行 い、医療機関への紹介や医学的指導等を 行っている。

(38) 各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導及び好事例の勧奨

【施策番号195】

警察庁においては、情報提供をはじめとする基本的な犯罪被害者支援施策が確実に実施されるよう、各種会議等を通じて都道府県警察に対し指導するとともに、好事例を紹介することにより同様の取組を勧奨している。また、毎年、被害者支援担当者体験記を発行し、各都道府県警察に配布している。

39 「被害者の手引」の内容の充実等 【施策番号196】

ア 都道府県警察においては、刑事手続の概要、犯罪被害者等のための制度、犯罪被害者等支援に係る関係機関・団体等の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」を、被害者連絡の対象者に配布するとともに、刑事手続や犯罪被害者等のための制度について情報提供する場合にも広く活用している。

また、警察庁においては、犯罪被害者等のための制度に関する情報を警察庁ウェブサイト「警察による犯罪被害者支援ホームページ」(https://www.npa.go.jp/higaisya/index.html)に掲載し、紹介している。

【施策番号197】

イ P55【施策番号129】参照

(4) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度 の周知

【施策番号198】

警察においては、犯罪被害遺児に対する奨 学金給与事業等を実施している公益財団法人 犯罪被害救援基金(http://kyuenkikin.or.jp/) について情報提供を行っている。同基金では、 昭和56年5月の設立以来、令和2年3月末まで に2.084人の犯罪被害遺児を奨学生として採用 し、約26億5.828万円の奨学金を給与している。 また、同基金においては、平成20年12月から、 基本法の趣旨を踏まえ、現に著しく困窮してい る犯罪被害者等であって、社会連帯共助の精 神にのっとり特別な救済を図る必要があると認 められる者に対して支援金を支給する事業を実 施しており、20年度から令和元年度にかけて、 海外での殺傷事件の被害者等6人と、現に著し く困窮している被害者等4人に総額2,250万円を 支給している(損害賠償請求制度に関する情報 提供の充実については、P3【施策番号3】参照)。

○ 海上保安庁においては、ウェブサイト (https://www.kaiho.mlit.go.jp/questions/ hanzaihigai/shien.html) で犯罪被害者等 支援制度に係る周知を図るとともに、犯罪 被害者等支援に係る業務を専門的かつ総合 的に取り扱う警務管理官の指導の下、犯罪 被害者等支援主任者に指名された海上保安 官により、関係機関との連携・情報提供等 が行われている。

(4) **刑事の手続等に関する情報提供の充実** 【施策番号199】

ア P54【施策番号128】参照

【施策番号200】

イ P55【施策番号130】参照

(42) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の 拡大

【施策番号201】

都道府県警察においては、性犯罪被害者から被害相談等を受けるための性犯罪被害相談電話窓口の設置、相談室の整備等を推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。都道府県警察本部において、女性警察官等による性犯罪被害相談電話の受理体制及び相談室が整備されており、平成29年8月に、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号(#8103(ハートさん))を導入した。令和元年度においては、全国共通番号の24時間化及び無料化を実現し、相談しやすい環境の更なる整備に努めている。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、犯罪被害者支援団体が提供し得る支援の内容や秘密が守られること等を十分に説明した上で、当該被害者の同意を得てその被害者の連絡先や相談概要等を犯罪被害者等早期援助団体*に提供するなど、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように努めている。

(43) 法テラスによる支援

【施策番号202】

ア P3 【施策番号2】参照

【施策番号203】

イ 法テラスの犯罪被害者支援業務において は、警察庁や日本弁護士連合会等の関係機 関・団体と十分な連携を図っていくことが 求められている。このため、これらの関係 機関・団体に法テラスについて周知すると ともに、各都道府県警察等が事務局となっ て主催している被害者支援連絡協議会やそ の分科会に参加したり、犯罪被害者週間に おける啓発・広報活動等を協力して行った

[※] 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条の規定に基づき、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実 に行うことができると認められるものとして、都道府県公安委員会が指定した非営利法人。



性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号「#8103(ハートさん)」

第3次基本計画において、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境整備等が掲げられた。

これを踏まえ、警察庁では、平成29年8月から、各都道府県警察が設置している性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号を導入している。

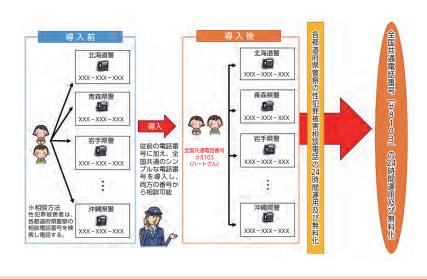
従来、各都道府県警察が設置している性犯罪被害相談電話では、都道府県警察ごとに個別の電話番号が設けられていたことから、一般的に認知度が高くなく、また、相談者が電話をかける際、個別の番号を調べなければならず、利便性が高いとはいえないなどの問題があった。

そこで、シンプルな全国共通番号を導入することにより、相談窓口の認知度の向上を図るとともに、相談者が相談窓口にアクセスしやすくなるなど、性犯罪被害者が相談しやすい環境を整えることとしたものである。

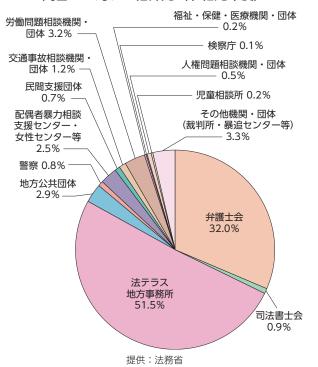
全国共通番号は、性犯罪被害に理解の深い方々からの意見も踏まえ、「#8103」を採用し、同番号に電話を架けると、発信地を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながるようになっている。

全国共通番号は、警察が性犯罪被害者の心(ハート)に寄り添うことをイメージし、また、親しみやすいものとするため、「ハー(8)・ト(10)・さん(3)」と呼んでおり、ポスター等による広報を行っている。

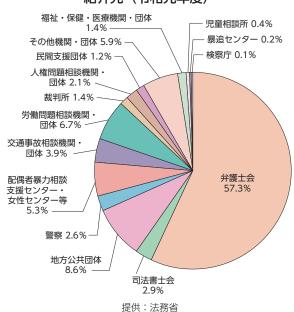
また、警察においては、31年4月から全国共通番号を通じた相談窓口の24時間運用を全国で実施したほか、令和元年7月から、全国共通番号の無料化を図り、相談しやすい環境の更なる整備に努めている。



犯罪被害者支援ダイヤルで対応した 問合せに対する紹介先(令和元年度)



地方事務所で対応した問合せに対する 紹介先(令和元年度)



法テラスによる支援

	業	務	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
犯	犯罪被害者支援業務												
	犯罪被害者3 問合せ件数	支援ダイヤル	10,429件	10,482件	9,780件	11,048件	11,321件	13,137件	13,056件	12,014件	13,461件	15,145件	15,343件
	地方事務所対	付応件数	15,616件	14,089件	13,096件	15,582件	14,081件	12,695件	13,380件	13,825件	12,717件	14,035件	11,262件

提供:法務省

りするなど、犯罪被害者支援に関係する機関・団体との連携・協力関係の強化を図っている。

また、弁護士会や犯罪被害者支援団体との連携・協力の下、犯罪被害者等が必要とする支援にたどり着けるよう、犯罪被害者等の状況に応じた最適の専門機関・団体を紹介するコーディネーターとしての役割を果たせるように努めている。

法テラスが運用している犯罪被害者支援 ダイヤルにおける令和元年度中の問合せ件 数は1万5,343件であった。主な問合せ内 容は、生命・身体犯被害、配偶者からの暴 力等、性被害、ストーカー被害等であった。

同年度中の全国の地方事務所における電 話及び担当者との面談による犯罪被害者支 援に関する対応件数は1万1,262件であった。

【施策番号204】

ウ 法テラスにおいては、被害を受けた時からの時間的経過の長短を問わず、情報提供 等を通じた支援を行っている。

【施策番号205】

エ P 54【施策番号127】参照

(4) 自助グループの紹介等

【施策番号206】

警察においては、犯罪被害者等の要望を踏まえつつ、相談や支援等の機会を通じて、又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を介して、犯罪被害者等に自助グループを紹介している。

(45) **犯罪被害者等施策のウェブサイトの充実** 【施策番号207】

警察庁においては、犯罪被害者等施策に関する各種情報(関係法令、相談機関、地方公共団体における総合的対応窓口等)や犯罪被害者白書概要版の英文をウェブサイト(警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」:https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html)上に掲載しており、その内容の充実を図っている。

また、SNS(警察庁フェイスブック「犯罪被害者等施策」: https://www.facebook.com/npa.hanzaihigai/)を活用し、各地におけるイベントの紹介等、犯罪被害者等施策に関する情報の発信を行っている。

犯罪被害者等施策のウェブサイト



(4) 海外における邦人の犯罪被害者等に対す る情報提供等

【施策番号208】

在外公館においては、現地警察への犯罪被害の届出に関する助言や弁護士・通訳者のリスト、医療機関に関する情報提供のほか、本人が連絡できない場合の家族との連絡の支援や緊急移送に関する助言、遺体の身元確認に関する支援等を行っている。

外務省においては、海外での邦人の犯罪被害を未然に防止し、被害に遭った場合の対処法について広く周知を図るため、広報冊子「~海外旅行のトラブル回避マニュアル~海外安全虎の巻」を毎年改訂の上、全国の都道府県旅券事務所や旅行会社、団体等に配布するとともに、「海外安全ホームページ」(https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf)及び海外安全アプリにも掲載するなど、

海外における安全のための広報冊子



提供:外務省

平成30年に在外公館が取り扱った 邦人の犯罪被害援護件数

件名	件数	人数		
殺 人	8	9		
傷害・暴行	98	114		
強姦・強制猥褻	36	34		
脅 迫・ 恐 喝	53	52		
強盗・強奪	207	215		
窃 盗	3968	3549		
詐 欺	313	279		
誘 拐	0	0		
テ ロ	0	0		
そ の 他	85	69		

提供:外務省

海外における邦人の犯罪被害に関する情報を 分かりやすく伝えるとともに、国民が事前に これらの情報を得る機会が増加するよう取り 組んでいる。平成30年に、在外公館及び公益 財団法人日本台湾交流協会が取り扱った海外 における犯罪被害に係る援護件数は4,768件 (4,321人)であり、このうち最も多いもの は「窃盗被害」(3,968件、3,549人)となって おり、これに「詐欺被害」(313件、279人)、 「強盗被害」(207件、215人)が続いている。 警察庁においては、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集を行っている。

都道府県警察においては、関係機関・団体 と連携し、帰国する犯罪被害者や日本国内の 遺族等に対して、国外犯罪被害弔慰金等支給 制度の裁定申請に係る教示や国内での支援に 関する各種情報の提供、帰国時の空港等にお ける出迎え等の支援活動に努めている。

(47) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対 する相談体制の充実及び理解の促進

【施策番号209】

警察庁においては、平成29年度犯罪被害者 週間の徳島大会におけるテーマに性暴力被害 者支援を取り上げ、被害が潜在化しやすい性 暴力被害者が置かれている状況や支援の必要 性等について、広く国民に周知し、その理解 促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に 努めた(犯罪被害者週間については、P104 トピックス「犯罪被害者週間」を、性犯罪被 害者による情報入手の利便性の拡大について は、P85【施策番号201】及びP86トピック ス「性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号」 を、その他相談体制の充実等に関する取組に ついては、P74【施策番号168】を、それぞ れ参照)。

法務省の人権擁護機関においては、法務局・ 地方法務局に専用相談電話「子どもの人権 110番」を設置し、人権侵害を受けた子供が 安心して相談できる環境を整備して、人権擁 護委員や法務局職員が相談に応じている。

また、令和元年8月29日から9月4日にかけて、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施し、相談時間を延長するなどして子供の人権問題に関する相談体制の充実に努めた。

さらに、教師や保護者等身近な者に相談できない子供の悩みごとを的確に把握し、学校や関係機関と共に連携を図りながら様々な人権問題に対応できるよう、同年5月下旬から

7月上旬にかけて、全国の小・中学校の児童 生徒全員に、「子どもの人権SOSミニレター」を配布するとともに、法務省のウェブ サイト上に「インターネット人権相談受付窓 口」を開設し、インターネットを通じてパソ コン、携帯電話及びスマートフォンからの相 談をいつでも受け付ける体制を整備するな ど、相談体制の強化を図っている。

そして、法務局・地方法務局やその支局の 人権相談窓口のほか、社会福祉施設等の特設 相談所において、犯罪被害者等からの人権相 談に応じている。また、犯罪被害者等である 女性からの人権相談については、「女性の人 権ホットライン」を設置するとともに、全国 一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を 元年度は11月18日から同月24日にかけて実施 し、相談体制の充実に努めている。さらに、 外国人からの人権相談について、全国50か所 全ての法務局・地方法務局に「外国人のため の人権相談所 | (英語・中国語・韓国語・フィ リピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパー ル語・スペイン語・インドネシア語・タイ語 の10か国語に対応)を設置するとともに、「外 国語人権相談ダイヤル | (前記10か国語に対 応) 及び「外国語インターネット人権相談受 付窓口」(英語・中国語に対応)を開設し、 犯罪被害者等が外国人である場合にも対応で きる体制をとっている。

なお、元年中における犯罪被害者等からの 相談件数は139件であった。

また、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。

法テラスにおいては、犯罪被害者支援ダイヤルにより、匿名での相談にも対応できる体制を整備しているほか、弁護士会等との連携の下、各都道府県において、犯罪被害者支援の経験や理解のある複数の女性の弁護士を確保している。2年3月末現在、女性の弁護士

数は896人である。

内閣府においては、インターネット、SN Sに親和性の高い若年層の女性が性暴力被害 について相談しやすいよう、元年12月にSN Sを活用した相談事業を試行的に実施した。 (文部科学省における取組は、P26【施策番号55】参照)

🔃 調査研究の推進等(基本法第21条関係)

(1) 犯罪被害者等の状況把握等のための調査 実施に向けた検討

【施策番号210】

内閣府大臣官房政府広報室においては、警察庁と連携し、犯罪被害者等施策に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするため、平成29年1月、「犯罪被害者等施策に関する世論調査」を実施した(内閣府ウェブサイト「世論調査」:https://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/tindex-h28.html)。

また、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握し、今後の犯罪被害者等基本計画の策定に向けた検討に資するため、30年1月、「犯罪被害類型別調査」を実施した。

(2) 暴力の被害実態等の調査の実施

【施策番号211】

内閣府においては、3年に一度を目途に、配偶者からの暴力の被害経験等、男女間における暴力による被害の実態把握に関する調査を行っている(直近は平成29年度。これまで行った調査結果等は、内閣府ウェブサイト(http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html)を参照)。

(3) 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査

【施策番号212】

法務省においては、例年、犯罪白書の中で、 犯罪による被害の統計や、刑事手続における 被害者等が関与する各種制度の実施状況等の 調査結果を公表している(法務省ウェブサイト:http://www.moj.go.jp/housouken/ houso_hakusho2.html)。 また、平成30年度に実施した第5回犯罪被害実態(暗数)調査につき、令和元年度においてその結果を分析し、法務総合研究所研究部報告として公表した(法務省ウェブサイト: http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00019.html)。

(4) 犯罪被害者等の精神健康の状況とその回 復に資する研究

【施策番号213】

厚生労働省においては、平成17年度から厚 生労働科学研究で「犯罪被害者の精神健康の 状況とその回復に関する研究 | を3か年計画 で行い、19年度には、精神科医療機関におけ る犯罪被害者治療を促進するための提言をま とめ、20年度には、「犯罪被害者等支援のた めの地域精神保健福祉活動の手引」(http:// victims-mental.umin.jp/pdf/shiryo_ tebikizenbun.pdf) を精神保健福祉センター に配布した。また、同年度から厚生労働科学 研究で「大規模災害や犯罪被害等による精神 科疾患の実態把握と介入手法の開発に関する 研究」を3か年計画で行い、それを踏まえて、 23年度からは新たに「大規模災害や犯罪被害 等による精神疾患の実態把握と対応ガイドラ インの作成・評価に関する研究」を3か年計 画で実施しており、24年度には、「犯罪被害 者に対する急性期心理社会支援ガイドライン (25年2月15日初版)」(http://victims-mental. umin.jp/pdf/shiryo guideline.pdf)を作成した。 さらに、25年度には、産婦人科の医療現場、 犯罪被害者等早期援助団体、性暴力被害者支 援センター等で活用できるよう、性暴力被害 者に対して心理教育や支援情報を提供するパ

ンフレット「一人じゃないよ」を作成した。 これらのガイドラインやパンフレットは、「犯 罪被害者のメンタルヘルス情報ページ」 (http://victims-mental.umin.jp/) に掲載さ れている。

(5) **児童虐待防止対策に関する調査研究** 【施策番号214】

厚生労働省においては、児童虐待防止に関する必要な調査研究を実施しており、令和元年度は、「児童虐待対応における法医学との連携強化に関する調査研究」等を実施した。

(6) 警察における犯罪被害者等支援に携わる 職員等への研修の充実

【施策番号215】

P46【施策番号98】参照

(7) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的 な支援を行う警察職員の技能取得

【施策番号216】

警察においては、都道府県警察の少年サポートセンター等に勤務する被害児童の継続的な支援を行う少年補導職員等に対し、大学教授やカウンセラー等の専門家を講師としたカウンセリングの技法に関する講習等を実施している。

また、大学の研究者、精神科医、臨床心理 士等部外の専門家を被害少年カウンセリング アドバイザーとして委嘱し、支援を担当する 職員が専門的な助言を受けることができる体 制を構築している。

(8) 法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等

【施策番号217】

ア P47 【施策番号103】参照

【施策番号218】

イ P46【施策番号101、102】参照

(9) 学校における相談対応能力の向上等 【施策番号219】

P26【施策番号55】参照

(10) 虐待を受けた子供の保護等に携わる者の研修の充実

【施策番号220】

厚生労働省は、児童福祉施設や児童相談所、 市町村等の体制を強化するため、児童福祉司 や児童心理司、市町村職員等に対する研修の 充実等を図っている。

特に、虐待を受けた子供の保護等に携わる 者の研修については、児童福祉法等改正法に より、児童相談所の児童福祉司や市町村の要 保護児童対策地域協議会の調整機関へ配置さ れる専門職への研修が義務化された。また、 児童相談所・市区町村・児童福祉施設等の児 童虐待問題へ対応する機関において指導的立 場にある職員等に対して、実践的な知見技術 の習得等を目的とした研修事業を子どもの虹 情報研修センターで実施してきたところであ るが、児童虐待に対応する職員の専門性の更 なる向上を図るため事業を拡充し、令和元年 度から、全国2か所目の研修拠点である西日 本こども研修センターあかしが研修事業を実 施しており、国として必要な支援を行ってい る。こうした取組を通じて、専門人材に対す る研修の一層の充実に取り組んでいる。

(11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

【施策番号221】

P73【施策番号164】参照

(12) 民間の団体の研修に対する支援

【施策番号222】

警察、法務省、厚生労働省及び国土交通省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する研修への講師派遣や会場の借上げ等の支援を行っている(P92、93【施策番号224、225】参照)。



また、文部科学省においては、犯罪被害者 等の援助を行う民間の団体から、当該団体が 実施するボランティア等の養成・研修への講 師の派遣等を依頼された際には、協力を行う こととしている。

(13) 法テラスが蓄積した情報やノウハウの提供 【施策番号223】

法テラスにおいては、ウェブサイト (https://www.houterasu.or.jp/) 上において、犯罪被害者支援を行う関係機関・団体等の情報を提供するとともに、法制度情報を検索できるページを設けて情報提供に努めている。また、犯罪被害者等から関係機関・団体の

窓口に、当該関係機関・団体で実施している 支援以外の問合せが寄せられた場合には、当 該窓口から「法テラス・サポートダイヤル」 (以下「コールセンター」という。) や全国 の地方事務所を紹介してもらい、コールセンター等において、犯罪被害者等の問合せの内容に応じて適切な支援窓口や犯罪被害者支援 の経験や理解のある弁護士の紹介等を行っている。

さらに、弁護士会等との連携・協力の下、 国選被害者参加弁護士制度等の説明会及び意 見交換会並びに犯罪被害者支援の経験を積ん だ弁護士を講師とする事例検討会等を実施し ている。

| 民間の団体に対する援助(基本法第22条関係)

(1) 民間の団体への支援の充実

【施策番号224】

ア 警察においては、犯罪被害者等の援助を 行う民間の団体が実施する研修への講師派 遣や会場の借上げ等の支援に努めているほ か、活動支援に要する経費並びに直接支援 業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及 び被害者支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する 財政援助に努めている。

厚生労働省においては、児童虐待防止及 び配偶者からの暴力被害者等の支援につい て、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体

国による民間被害者支援団体に対する財政援助

民間被害者支援団体に対する 活動支援に要する経費

- 全国斉一な被害者支援を行う ための意見交換や情報共有化○ 相談員の研修等
 - 国費 約600万円

民間被害者支援団体に対する 直接支援業務の委託に要する経費

- 直接支援員の委嘱直接支援員の研修都道府県警察補助金
 - 祭開助並 約4,600万円

民間被害者支援団体に対する 相談業務の委託に要する経費

- 民間団体相談員の委嘱
- 民間団体相談員の研修 都道府県警察補助金
 - 約1億2,000万円

民間被害者支援団体に対する 性犯罪被害者支援業務の委託に要する経費

○ 性犯罪被害者に対する直接支援○ 性犯罪被害者に対する相談業務都道府県警察補助金 約5,000万円

民間被害者支援団体に対する被害者支援に関する 理解の増進等に係る業務の委託に要する経費

- 各種広報活動の企画立案、管理運営
- 講演会等の啓発活動の企画立案、管理運営 都道府県警察補助金 約4,600万円

令和2年度約2億6,800万円

民間被害者支援団体等

が実施している啓発活動等に対する支援を行っている。

また、児童福祉法等改正法により改正された児童虐待防止法に基づき、児童虐待の再発防止のため、子供の入所措置等を解除する際に、保護者への指導・カウンセリングや定期的な子供の安全確認等についてNPO法人等に委託できるようにするなど、児童虐待対応における児童相談所と犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の連携した取組を推進している。

【施策番号225】

イ 法務省及び国土交通省においては、犯罪 被害者等の援助を行う民間の団体の活動に 関する広報、研修への講師派遣や会場の借 上げ等の支援を行っている。

文部科学省においては、犯罪被害者等である児童、生徒及び学生への民間の団体による支援について、広報や講師の手配・派遣、会場の借上げ等の協力等の要請がなされた際に支援を行った場合は、支援事例を広報することで、民間の団体への支援の充実を図ることとしている。

(2) 預保納付金の活用

【施策番号226】

P15【施策番号18】参照

(3) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等

【施策番号227】

警察庁においては、犯罪被害者等の援助を 行う民間の団体が開催するシンポジウムや講 演会について、その意義や趣旨に賛同できる ものにあっては、その効果の波及性等も踏ま えつつ、後援している。令和元年度は、特定 非営利活動法人いのちのミュージアムが主催 する「生命のメッセージ展」及び犯罪被害者 団体ネットワーク(ハートバンド)が主催す る「犯罪被害者週間全国大会2019」の開催に 際して後援した。 また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」について、配信を希望する犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対しても配信しており、関係府省庁や民間団体等による犯罪被害者等のための新たな制度や取組等に関する情報提供を行っている。

(4) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に 関する広報等

【施策番号228】

警察庁においては、シンポジウム・フォーラムの開催・後援や警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/soudan/dantai/dantai.html)、警察庁フェイスブック「犯罪被害者等施策」(https://www.facebook.com/npa.hanzaihigai/)等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等が取り組んでいる犯罪被害者支援についての広報啓発活動を行っている。

また、内閣府大臣官房政府広報室と連携し、政府広報オンラインに「決して他人ごとではありません。犯罪被害者を支えるには?」と題する記事(https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201611/3.html)を掲載しているほか、政府インターネットテレビに「他人ごとではありません。犯罪被害に遭うということ。」と題する番組(https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16427.html)を公開しており、その中で、犯罪被害者等が置かれている状況やそれを踏まえた施策実施の重要性等を紹介し、犯罪被害者等に対する国民の理解促進を図っている。

(5) **寄附税制の活用促進と特定非営利活動促** 進法の円滑な施行

【施策番号229】

内閣府においては、市民の自由な社会貢献活動を促進するため、寄附税制の活用促進や特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知に取り組んでいる。また、「内閣府NPOホー

ムページ」(https://www.npo-homepage. go.jp/)等で、犯罪被害者等の援助を行う特 定非営利活動法人の情報を含めた市民活動に 関する情報の提供を行っている。

(6) **警察における民間の団体との連携・協力** の強化

【施策番号230】

警察においては、公益社団法人全国被害者 支援ネットワークの運営・活動に協力している ほか、同ネットワーク加盟の民間被害者支援 団体(P198基礎資料6参照)の運営に関して も、関係機関と連携しつつ、必要な支援や助 言を行うとともに、犯罪被害者支援の在り方 についての意見交換等を積極的に行っている。

特に、都道府県公安委員会が犯罪被害者等 早期援助団体として指定した民間被害者支援 団体には、犯罪被害者等の同意を得た上で当該犯罪被害者等の氏名や犯罪被害の概要等の情報を提供するなど、緊密な連携を図っている。

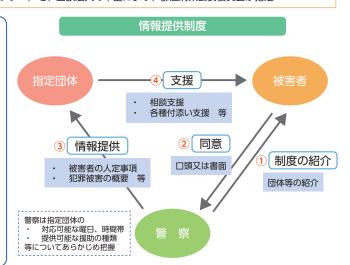
(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導 【施策番号231】

民間被害者支援団体のうち、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる団体として、都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体を指定(令和2年4月現在、47団体)しており、警察においては、犯罪被害者等に対して適正かつ確実な支援を行うために必要となる支援体制や情報管理体制、職員に課される守秘義務等についての情報提供や必要な助言を行うなど適切な指導を行っている。

犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第1項の規定に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活ができるよう支援するための事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人(例:各都道府県被害者支援センター)を、当該法人の申出により、都道府県公安委員会が指定

犯罪被害者等早期援助団体 令和2年4月現在47団体 【事業内容】 被害者等の支援に関する広報活動及び啓 ☆ 発活動 犯罪被害等に関する相談 犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助 物品の供与又は貸与、役務の提供その他 の方法による被害者等の援助 【指定による効果】 公的認証により社会的信用が高まり、被 害者等が安心して援助を受けられる。 警察から被害者の氏名、住所等の情報の 提供を受けることができ、能動的なアプ ローチができる。



<u>コラム</u> 7

警察職員による被害者支援手記

警察においては、毎年、犯罪被害者支援に関する警察職員の意識の向上と国民の理解促進を図ることを目的に、犯罪被害者支援活動に当たる警察職員の体験記を広く募集し、優秀な作品を称揚するとともに、優秀作品を編集した「警察職員による被害者支援手記」を刊行し、これを広く公開している(警察庁ウェブサイト「警察職員による被害者支援手記」:https://www.npa.go.jp/higaisya/syuki/index.html参照)。

令和元年度優秀作品の中の一つを紹介する。

「アルバム」~家族を救う青年が生きた証

警察署勤務 警部補

「交通事故」それは、これまでの何気ない日常を一瞬にして地獄の底に突き落とす、私たちのごく身近にある犯罪です。

大切な家族が笑顔で「行ってきます」と言って出かけた数時間後に、体温のない冷たい身体になって帰ってくる。

いくら呼んでも、何度叫んでも、今まで当たり前のように返ってきた元気な声は聞こえない。 そんな非現実的な世界に直面している遺族に自分が警察官としてどう接していけばいいのか、正 しい被害者支援とは何だろうと、今でも正解が見つかりません。

ただ、何となく自分の中で「これも心の支援になっていたのか」と少し感じた経験がありますのでお話しさせていただきます。

あれは、空がどんよりとした雲に覆われた、底冷えのきつい朝のことでした。

交通捜査係の執務室に一本の電話が鳴り響き、「バイクと軽四の人身事故。バイクの20代男性意識なし」との通報。

私はすぐさま部下に現場急行を命じ、自らもパトカーに乗り込み現場指揮に向かいました。

現場は幹線道路で、道路上には割れたヘッドライトやバイクの部品が飛び散り、躍動感を失ったスポーツタイプのバイクが無残な姿で横たわっていました。その傍らには真っ赤な血に染まったヘルメット。

既に周囲は野次馬が集まって騒然としており、軽四の運転手は、顔面蒼白のまま立ち尽くし、ストレッチャーで運ばれていくバイクの青年を力なく眺めているだけでした。

その後バイクの青年は、救急救命センター医師の懸命な治療の甲斐もなく、わずか20歳の人生に幕を下ろし、両親の元から静かに逝ってしまいました。

静まりかえった病室で、真っ白いシーツに身を包まれ静かに眠るように横たわる息子。その姿を 呆然と見下ろす父。まだわずかに温もりがある我が子の顔を優しく撫でながら「痛かったね。はや く帰ろうね」と小さくつぶやく母の姿。

これまで何度も経験してきた、自分の職務がつくづく嫌になる光景でしたが、その度に目頭が熱くなっても、捜査員という立場上、毅然とした態度で振る舞ってきました。

でも、それは少し間違っているかもしれないと気付かせてもらったのです。

警察での交通事故処理は、被疑者の逮捕、取調べ、現場の見分等必要な捜査がどんどん進み、気付けば被害者遺族の遺族調書の作成を残すのみとなります。

それまで、当然のように「被害者の手引」を手渡し、捜査の進捗状況などを説明する家族への連絡を「被害者支援活動」として行っていました。しかし捜査員の数も少なく、私は、被害者支援担



当者でかつ捜査主任官でもある立場でしたので、遺族調書の作成に携わりました。

捜査が終結に近づいたある日、私は、被害者の両親に遺族調書作成の協力と、バイクの返還を連絡しました。その時、被害者の父親が家族の心の一端を話してくれました。

「私たちは、相手に極刑を望んでいる訳ではありません。ただ家族の光のような存在だった息子を失ったことがつらくて、悔しくて、この気持ちをどう表現していいのか分からないんです。ですからうまく話せないかも知れません。」と。

この言葉を聞いて、私の頭にある思いがよぎりました。

最愛の息子を亡くした人が相手を恨む心よりも、家族の光を失ったつらさの方が絶大なのだということが、父親の弱々しい言葉から伝わってきたのです。

その時、自分が警察官としてこの被害者家族にできることは何だろうと改めて考えさせられました。

自分は警察官で、交通事故は日常茶飯事のこと。ただその日常茶飯事の裏に、人の悲しみや苦しみがあり、そして恨みよりも自分の人生の光を失った家族がいるということを司法の場に反映させることができるのは自分しかいないと改めて思ったのです。

それならと思い、「自分はこの事故で亡くなった青年のことを何も知らない。この青年のことを 知らずに、本当の遺族の心情なんて伝えられない」と思い、無理を承知で遺族である父親に、ある お願いをしました。今思い返すと、とんでもないお願いでした。

それは、「亡くなった息子さんの幼い頃からのアルバムを見せてもらえないか」というお願いでした。

私は父親に「私は息子さんのことを何一つ知りません。ですから、息子さんがこれまでどんな人生を送って来られたのかを知った上で事情聴取させてほしいのです。事情聴取の日、息子さんのアルバムを見せてくださいませんか」とお願いしました。

すると青年の父親は電話の向こうで少し考えた後、「持って行きます。是非見てください」と応えてくれました。これは私の思い過ごしかもしれませんが、少し嬉しそうな返事に聞こえました。 事情聴取の当日、署内の応接室で御両親と対面しました。

父親の手には、真新しい風呂敷2つに包まれた古びたアルバムが5冊ありました。

そのアルバムが、父親の手によって一枚一枚めくられていきます。御両親は、一枚一枚めくりながら、産湯につかる生まれたばかりの我が子、遠足に行った時に笑顔ではしゃぐ我が子、中学の修学旅行で仲間と一緒の我が子を慈愛に満ちた顔で見られ、とても息子を失った悲しみの中にいるお二人とは思えないくらい、時折お互いの顔を見つめ合いながら、そのときのことを嬉しそうに話し出されたのです。

この日の事情聴取は午後から始まって、半日を要しました。

しかし、御両親は事情聴取を終えると私に、「アルバム、見てもらってよかったです。あの子が亡くなって、私も家内も泣いてばかりでした。あの子の遺影はつらかったです。だから、お巡りさんがあの子のアルバムを見たいと言われた時、正直戸惑いました。でも、今日あの子の笑っている顔を見ることができました。これで少し前に進めるかも知れません。ありがとうございました」と仰ったのです。

遺族調書の作成は、処罰意思を尋ねることはもちろんです。ですが、私はこの言葉を聞いて、被害者の心情に寄り添いながらの事情聴取も決して悪いことではなく、むしろ大切なことだと考えるようになりました。

そして、いよいよ最後に青年が運転していたバイクを返還させてもらうことになりました。

既に夕刻で、雪がちらほら降り始めていましたが、暗い証拠品置き場からバイクを運び出しました。とても死亡事故を起こしたようには思えないくらい、損傷が少ないバイクでした。

うっすらと雪が降り積もるバイクのタンクに、お父さんはそっと手を伸ばし、「ようやったな。

がんばったよ」と静かにつぶやかれました。

その声がだんだん大きくなり、とうとうオートバイに跨がってタンクにしがみつき、周囲の目をはばかることなく、大声で泣かれたのです。その姿を見て、私も涙を拭うこともできず、お父さんと一緒にバイクを軽トラに積み込ませていただきました。

こうして全ての捜査を終え、遺品であるバイクを御両親の元にお返しし、警察署の駐車場から帰っていく御両親とバイクを積んだ軽トラを、挙手敬礼で見送らせていただきました。

その私の姿に、お母さんが助手席の窓を開け、ずっと私の方を向いていてくれました。

それから数年経ち、偶然私は自分の母から、交通事故で息子さんを亡くしたある家族の話を聞いたのです。

ある方の息子さんがバイクで亡くなり、その事故を取り扱ってくれた警察官のことが今でも忘れられず、息子のことを考える時、決まってその警察官のことを思い出すという話でした。

その警察官は、事情聴取の時に息子のアルバムを見たいと言われ、息子のことや私たち家族のことを本当に分かった上で話を聞いてくれた。息子のオートバイを取りに警察署へ行った時、私たち家族と同じように涙を流してバイクを運んでくれた。軽トラにバイクを積んで警察署から出る時に、きちんと敬礼をしていつまでも見送ってくれた姿が今でも忘れられないという話でした。

その話をされた方は、亡くなった息子さんの母親だったそうですが、事故を処理した警察署名を 尋ねると、まさに私が数年前に勤務していた警察署だったのです。

私にとっては、年間数百件扱う事故のうちの1件でしたが、偶然にも私の母から、私が対応した 遺族のその後や人生を一歩前に進めるために役立ったことを知ることができ、嬉しい思いと、その 家族が今後も幸せに暮らしてほしいという思いがして、自分自身の今後の職務に大きな励みになり ました。

被害者支援は心の支援であり、成果が目に見えないことがほとんどだと思います。

昨今、凄惨な交通事故が頻発し、幼い命を含む尊い人命が失われ、その失われた命の数だけ悲しみに暮れる遺族が生まれている現状があります。

私も交通警察の最前線で勤務する警察官として、日々発生する交通事故の被害者やその家族に思いを寄せながら、人間味のある警察官を志していきたいと思います。